

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年12月19日

佐賀県知事職務代理者  
佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

◎佐賀県条例第80号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 （自動車税の税率の特例）</p> <p><b>第19条</b> 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。第4項及び第6項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。第4項及び第6項において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第4項において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第112条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる</p>	<p>附 則 （自動車税の税率の特例）</p> <p><b>第19条</b> 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。第4項第1号及び第8項第1号において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。第4項第2号及び第8項第2号において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第4項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第112条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる</p>

改正前			改正後		
<p>自動車で平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度</p> <p>(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度</p>			<p>自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p>		
第112条第1項の表の第1号	7,500円	<u>8,200円</u>	第112条第1項の表の第1号	7,500円	<u>8,600円</u>
	29,500円	<u>32,400円</u>		29,500円	<u>33,900円</u>
	8,500円	<u>9,300円</u>		8,500円	<u>9,700円</u>
	34,500円	<u>37,900円</u>		34,500円	<u>39,600円</u>
	9,500円	<u>10,400円</u>		9,500円	<u>10,900円</u>
	39,500円	<u>43,400円</u>		39,500円	<u>45,400円</u>
	13,800円	<u>15,100円</u>		13,800円	<u>15,800円</u>
	45,000円	<u>49,500円</u>		45,000円	<u>51,700円</u>
	15,700円	<u>17,200円</u>		15,700円	<u>18,000円</u>
	51,000円	<u>56,100円</u>		51,000円	<u>58,600円</u>
	17,900円	<u>19,600円</u>		17,900円	<u>20,500円</u>
	58,000円	<u>63,800円</u>		58,000円	<u>66,700円</u>
	20,500円	<u>22,500円</u>		20,500円	<u>23,500円</u>
	66,500円	<u>73,100円</u>		66,500円	<u>76,400円</u>

改正前			改正後		
	23,600円	<u>25,900円</u>		23,600円	<u>27,100円</u>
	76,500円	<u>84,100円</u>		76,500円	<u>87,900円</u>
	27,200円	<u>29,900円</u>		27,200円	<u>31,200円</u>
	88,000円	<u>96,800円</u>		88,000円	<u>101,200円</u>
	40,700円	<u>44,700円</u>		40,700円	<u>46,800円</u>
	111,000円	<u>122,100円</u>		111,000円	<u>127,600円</u>
略			略		
第112条第1項の表の第4号	4,500円	<u>4,900円</u>	第112条第1項の表の第4号	4,500円	<u>5,100円</u>
	6,000円	<u>6,600円</u>		6,000円	<u>6,900円</u>
	7,200円	<u>7,900円</u>		7,200円	<u>8,200円</u>
	9,300円	<u>10,200円</u>		9,300円	<u>10,600円</u>
	3,900円	<u>4,200円</u>		3,900円	<u>4,400円</u>
	5,300円	<u>5,800円</u>		5,300円	<u>6,000円</u>
第112条第1項の表の第5号	12,000円	<u>13,200円</u>	第112条第1項の表の第5号	12,000円	<u>13,800円</u>
	7,400円	<u>8,100円</u>		7,400円	<u>8,500円</u>
	24,800円	<u>27,200円</u>		24,800円	<u>28,500円</u>
	13,100円	<u>14,400円</u>		13,100円	<u>15,000円</u>
	8,400円	<u>9,200円</u>		8,400円	<u>9,600円</u>
	6,500円	<u>7,100円</u>		6,500円	<u>7,400円</u>
	8,000円	<u>8,800円</u>		8,000円	<u>9,200円</u>

改正前		改正後	
13,800円	<u>15,100円</u>	13,800円	<u>15,800円</u>
18,900円	<u>20,700円</u>	18,900円	<u>21,700円</u>
15,000円	<u>16,500円</u>	15,000円	<u>17,200円</u>
20,500円	<u>22,500円</u>	20,500円	<u>23,500円</u>
18,500円	<u>20,300円</u>	18,500円	<u>21,200円</u>
25,500円	<u>28,000円</u>	25,500円	<u>29,300円</u>
22,000円	<u>24,200円</u>	22,000円	<u>25,300円</u>
30,000円	<u>33,000円</u>	30,000円	<u>34,500円</u>
23,600円	<u>25,900円</u>	23,600円	<u>27,100円</u>
27,600円	<u>30,300円</u>	27,600円	<u>31,700円</u>
31,600円	<u>34,700円</u>	31,600円	<u>36,300円</u>
36,000円	<u>39,600円</u>	36,000円	<u>41,400円</u>
40,800円	<u>44,800円</u>	40,800円	<u>46,900円</u>
46,400円	<u>51,000円</u>	46,400円	<u>53,300円</u>
53,200円	<u>58,500円</u>	53,200円	<u>61,100円</u>
61,200円	<u>67,300円</u>	61,200円	<u>70,300円</u>
70,400円	<u>77,400円</u>	70,400円	<u>80,900円</u>
88,800円	<u>97,600円</u>	88,800円	<u>102,100円</u>
13,700円	<u>15,000円</u>	13,700円	<u>15,700円</u>
18,800円	<u>20,600円</u>	18,800円	<u>21,600円</u>
4,500円	<u>4,900円</u>	4,500円	<u>5,100円</u>

改正前			改正後		
	6,000円	6,600円		6,000円	6,900円
略			略		
2・3 略			2・3 略		
<p>4 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(1) 電気自動車</p> <p>(2) 次に掲げる天然ガス自動車</p> <p>ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び第6項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び第6項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適</p>					

改正前		改正後						
<p>用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第6項において同じ。）</p> <p>(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（第6項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第8項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（第6項及び第7項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p>								
第112条第1項の表の第1号	<table border="1"> <tr> <td>7,500円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>29,500円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500円</td> <td>4,500円</td> </tr> </table>	7,500円	4,000円	29,500円	15,000円	8,500円	4,500円	
7,500円	4,000円							
29,500円	15,000円							
8,500円	4,500円							

改正前			改正後		
	<u>34,500円</u>	<u>17,500円</u>			
	<u>9,500円</u>	<u>5,000円</u>			
	<u>39,500円</u>	<u>20,000円</u>			
	<u>13,800円</u>	<u>7,000円</u>			
	<u>45,000円</u>	<u>22,500円</u>			
	<u>15,700円</u>	<u>8,000円</u>			
	<u>51,000円</u>	<u>25,500円</u>			
	<u>17,900円</u>	<u>9,000円</u>			
	<u>58,000円</u>	<u>29,000円</u>			
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>			
	<u>66,500円</u>	<u>33,500円</u>			
	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>			
	<u>76,500円</u>	<u>38,500円</u>			
	<u>27,200円</u>	<u>14,000円</u>			
	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>			
	<u>40,700円</u>	<u>20,500円</u>			
	<u>111,000円</u>	<u>55,500円</u>			
<u>第112条第1</u>	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>			
<u>項の表の第2</u>	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>			
<u>号</u>	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>			
	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>			

改正前		改正後	
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>	
	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>	
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>	
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>	
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>	
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>	
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>	
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>	
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>	
	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>	
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>	
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>	
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>	
	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>	
	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>	
	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>	
<u>第112条第1項の表の第3号</u>	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>	
	<u>26,500円</u>	<u>13,500円</u>	
	<u>33,000円</u>	<u>16,500円</u>	
	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>	



改正前			改正後		
	<u>32,000円</u>	<u>16,000円</u>			
	<u>41,000円</u>	<u>20,500円</u>			
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>			
	<u>38,000円</u>	<u>19,000円</u>			
	<u>49,000円</u>	<u>24,500円</u>			
	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>			
	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>			
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>			
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>			
	<u>50,500円</u>	<u>25,500円</u>			
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>			
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>			
	<u>74,000円</u>	<u>37,000円</u>			
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>			
	<u>64,000円</u>	<u>32,000円</u>			
	<u>83,000円</u>	<u>41,500円</u>			
<u>第112条第1</u>	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>			
<u>項の表の第4</u>	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>			
<u>号</u>	<u>7,200円</u>	<u>4,000円</u>			
	<u>9,300円</u>	<u>5,000円</u>			
	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>			

改正前			改正後		
	<u>5,300円</u>	<u>3,000円</u>			
第112条第1 項の表の第5 号	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>			
	<u>7,400円</u>	<u>4,000円</u>			
	<u>24,800円</u>	<u>12,500円</u>			
	<u>13,100円</u>	<u>7,000円</u>			
	<u>8,400円</u>	<u>4,500円</u>			
	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>			
	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>			
	<u>13,800円</u>	<u>7,000円</u>			
	<u>18,900円</u>	<u>9,500円</u>			
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>			
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>			
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>			
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>			
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>			
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>			
	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>			
	<u>27,600円</u>	<u>14,000円</u>			
	<u>31,600円</u>	<u>16,000円</u>			
	<u>36,000円</u>	<u>18,000円</u>			
	<u>40,800円</u>	<u>20,500円</u>			

改正前			改正後		
	<u>46,400円</u>	<u>23,500円</u>			
	<u>53,200円</u>	<u>27,000円</u>			
	<u>61,200円</u>	<u>31,000円</u>			
	<u>70,400円</u>	<u>35,500円</u>			
	<u>88,800円</u>	<u>44,500円</u>			
	<u>13,700円</u>	<u>7,000円</u>			
	<u>18,800円</u>	<u>9,500円</u>			
	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>			
	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>			
第112条第2 項の表	<u>3,700円</u>	<u>1,800円</u>			
	<u>5,200円</u>	<u>2,600円</u>			
	<u>4,700円</u>	<u>2,300円</u>			
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>			
	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>			
<p>5 前項の規定の適用がある場合における第112条第3項の規定の適用については、同項中「第1項」とあるのは、「第1項（附則第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>			<p>4 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成</p>		
<p>6 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成</p>					

改正前	改正後
<p>26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に<u>それぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの）にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた<u>排出ガス保安基準</u>で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(3) 充電機能付電力併用自動車</p> <p>(4) エネルギー消費効率が<u>基準エネルギー消費効率</u>であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第8項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p>	<p>26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、<u>それぞれ同表</u>の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの）にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた<u>自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第8項第5号において「排出ガス保安基準」という。）</u>で施行規則で定めるもの（以下この号及び第8項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第8項第3号において同じ。）</p> <p>(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（第8項第4号及び第10項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以</p>

改正前	改正後		
	<p>下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p>		
	<p>第112条第1項の表の第1号</p>	7,500円	4,000円
		29,500円	15,000円
		8,500円	4,500円
		34,500円	17,500円
		9,500円	5,000円
		39,500円	20,000円
		13,800円	7,000円
		45,000円	22,500円
		15,700円	8,000円
		51,000円	25,500円
		17,900円	9,000円
		58,000円	29,000円
		20,500円	10,500円
		66,500円	33,500円
		23,600円	12,000円

改正前	改正後																																	
		<table border="1"> <tr><td data-bbox="1382 277 1697 333">76,500円</td><td data-bbox="1697 277 2022 333">38,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 333 1697 389">27,200円</td><td data-bbox="1697 333 2022 389">14,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 389 1697 445">88,000円</td><td data-bbox="1697 389 2022 445">44,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 445 1697 501">40,700円</td><td data-bbox="1697 445 2022 501">20,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 501 1697 539">111,000円</td><td data-bbox="1697 501 2022 539">55,500円</td></tr> </table>	76,500円	38,500円	27,200円	14,000円	88,000円	44,000円	40,700円	20,500円	111,000円	55,500円																						
76,500円	38,500円																																	
27,200円	14,000円																																	
88,000円	44,000円																																	
40,700円	20,500円																																	
111,000円	55,500円																																	
	<u>第112条第1項の表の第2号</u>	<table border="1"> <tr><td data-bbox="1382 545 1697 601">6,500円</td><td data-bbox="1697 545 2022 601">3,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 601 1697 657">8,000円</td><td data-bbox="1697 601 2022 657">4,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 657 1697 713">9,000円</td><td data-bbox="1697 657 2022 713">4,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 713 1697 769">11,500円</td><td data-bbox="1697 713 2022 769">6,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 769 1697 825">12,000円</td><td data-bbox="1697 769 2022 825">6,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 825 1697 880">16,000円</td><td data-bbox="1697 825 2022 880">8,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 880 1697 936">15,000円</td><td data-bbox="1697 880 2022 936">7,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 936 1697 992">20,500円</td><td data-bbox="1697 936 2022 992">10,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 992 1697 1048">18,500円</td><td data-bbox="1697 992 2022 1048">9,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 1048 1697 1104">25,500円</td><td data-bbox="1697 1048 2022 1104">13,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 1104 1697 1160">22,000円</td><td data-bbox="1697 1104 2022 1160">11,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 1160 1697 1216">30,000円</td><td data-bbox="1697 1160 2022 1216">15,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 1216 1697 1272">35,000円</td><td data-bbox="1697 1216 2022 1272">17,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 1272 1697 1327">29,500円</td><td data-bbox="1697 1272 2022 1327">15,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 1327 1697 1383">40,500円</td><td data-bbox="1697 1327 2022 1383">20,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1382 1383 1697 1423">4,700円</td><td data-bbox="1697 1383 2022 1423">2,400円</td></tr> </table>	6,500円	3,500円	8,000円	4,000円	9,000円	4,500円	11,500円	6,000円	12,000円	6,000円	16,000円	8,000円	15,000円	7,500円	20,500円	10,500円	18,500円	9,500円	25,500円	13,000円	22,000円	11,000円	30,000円	15,000円	35,000円	17,500円	29,500円	15,000円	40,500円	20,500円	4,700円	2,400円
6,500円	3,500円																																	
8,000円	4,000円																																	
9,000円	4,500円																																	
11,500円	6,000円																																	
12,000円	6,000円																																	
16,000円	8,000円																																	
15,000円	7,500円																																	
20,500円	10,500円																																	
18,500円	9,500円																																	
25,500円	13,000円																																	
22,000円	11,000円																																	
30,000円	15,000円																																	
35,000円	17,500円																																	
29,500円	15,000円																																	
40,500円	20,500円																																	
4,700円	2,400円																																	

改正前	改正後			
		6,300円	3,200円	
		7,500円	4,000円	
		10,200円	5,500円	
		15,100円	8,000円	
		20,600円	10,500円	
	第112条第1項の表の第3号		12,000円	6,000円
			26,500円	13,500円
			33,000円	16,500円
			14,500円	7,500円
			32,000円	16,000円
			41,000円	20,500円
			17,500円	9,000円
			38,000円	19,000円
			49,000円	24,500円
			20,000円	10,000円
			44,000円	22,000円
			57,000円	28,500円
			22,500円	11,500円
			50,500円	25,500円
			65,500円	33,000円
	25,500円	13,000円		

改正前	改正後		
		74,000円	37,000円
		29,000円	14,500円
		64,000円	32,000円
		83,000円	41,500円
	第112条第1項の表の第4号	4,500円	2,500円
		6,000円	3,000円
		7,200円	4,000円
		9,300円	5,000円
		3,900円	2,000円
		5,300円	3,000円
		第112条第1項の表の第5号	12,000円
	7,400円		4,000円
	24,800円		12,500円
	13,100円		7,000円
	8,400円		4,500円
	6,500円		3,500円
	8,000円		4,000円
	13,800円		7,000円
	18,900円		9,500円
	15,000円		7,500円
20,500円	10,500円		



改正前	改正後																																					
		<table border="1"> <tr><td>18,500円</td><td>9,500円</td></tr> <tr><td>25,500円</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>22,000円</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>30,000円</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>23,600円</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>27,600円</td><td>14,000円</td></tr> <tr><td>31,600円</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>36,000円</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>40,800円</td><td>20,500円</td></tr> <tr><td>46,400円</td><td>23,500円</td></tr> <tr><td>53,200円</td><td>27,000円</td></tr> <tr><td>61,200円</td><td>31,000円</td></tr> <tr><td>70,400円</td><td>35,500円</td></tr> <tr><td>88,800円</td><td>44,500円</td></tr> <tr><td>13,700円</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>18,800円</td><td>9,500円</td></tr> <tr><td>4,500円</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>6,000円</td><td>3,000円</td></tr> </table>	18,500円	9,500円	25,500円	13,000円	22,000円	11,000円	30,000円	15,000円	23,600円	12,000円	27,600円	14,000円	31,600円	16,000円	36,000円	18,000円	40,800円	20,500円	46,400円	23,500円	53,200円	27,000円	61,200円	31,000円	70,400円	35,500円	88,800円	44,500円	13,700円	7,000円	18,800円	9,500円	4,500円	2,500円	6,000円	3,000円
18,500円	9,500円																																					
25,500円	13,000円																																					
22,000円	11,000円																																					
30,000円	15,000円																																					
23,600円	12,000円																																					
27,600円	14,000円																																					
31,600円	16,000円																																					
36,000円	18,000円																																					
40,800円	20,500円																																					
46,400円	23,500円																																					
53,200円	27,000円																																					
61,200円	31,000円																																					
70,400円	35,500円																																					
88,800円	44,500円																																					
13,700円	7,000円																																					
18,800円	9,500円																																					
4,500円	2,500円																																					
6,000円	3,000円																																					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 1214 1370 1316">第112条第2 項の表</td> <td data-bbox="1373 1214 2031 1316"> <table border="1"> <tr><td>3,700円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>5,200円</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>4,700円</td><td>2,300円</td></tr> </table> </td> </tr> </table>	第112条第2 項の表	<table border="1"> <tr><td>3,700円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>5,200円</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>4,700円</td><td>2,300円</td></tr> </table>	3,700円	1,800円	5,200円	2,600円	4,700円	2,300円																													
第112条第2 項の表	<table border="1"> <tr><td>3,700円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>5,200円</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>4,700円</td><td>2,300円</td></tr> </table>	3,700円	1,800円	5,200円	2,600円	4,700円	2,300円																															
3,700円	1,800円																																					
5,200円	2,600円																																					
4,700円	2,300円																																					

改正前	改正後									
<p>7 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="248 1185 1095 1241"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>6,300円</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>		6,300円	3,200円		8,000円	4,000円	<p>5 <u>前項の規定の適用がある場合における第112条第3項の規定の適用については、同項中「第1項」とあるのは、「第1項（附則第19条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p> <p>6 <u>第4項の規定の適用がある場合における第112条第4項の規定の適用については、同項中「第1項及び第2項」とあるのは、「第1項及び第2項（これらの規定が附則第19条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p> <p>7 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、<u>それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 1185 2018 1241"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>8 <u>次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年</u></p>	略
略										
	6,300円	3,200円								
	8,000円	4,000円								
略										

改正前	改正後									
	<p>度分の自動車税に限り、当該自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 電気自動車</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(3) 充電機能付電力併用自動車</p> <p>(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの</p> <table border="1" data-bbox="1167 1177 2016 1369"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1182 1373 1225">第112条第1</td> <td data-bbox="1375 1182 1695 1225">7,500円</td> <td data-bbox="1697 1182 2016 1225">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1227 1373 1270">項の表の第1</td> <td data-bbox="1375 1227 1695 1270">29,500円</td> <td data-bbox="1697 1227 2016 1270">7,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1272 1373 1315">号</td> <td data-bbox="1375 1272 1695 1315">8,500円</td> <td data-bbox="1697 1272 2016 1315">2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	第112条第1	7,500円	2,000円	項の表の第1	29,500円	7,500円	号	8,500円	2,500円
第112条第1	7,500円	2,000円								
項の表の第1	29,500円	7,500円								
号	8,500円	2,500円								

改正前	改正後		
		34,500円	9,000円
		9,500円	2,500円
		39,500円	10,000円
		13,800円	3,500円
		45,000円	11,500円
		15,700円	4,000円
		51,000円	13,000円
		17,900円	4,500円
		58,000円	14,500円
		20,500円	5,500円
		66,500円	17,000円
		23,600円	6,000円
		76,500円	19,500円
		27,200円	7,000円
		88,000円	22,000円
		40,700円	10,500円
		111,000円	28,000円
	第112条第1 項の表の第2 号	6,500円	2,000円
		8,000円	2,000円
		9,000円	2,500円
		11,500円	3,000円

改正前	改正後																																			
		<table border="1"> <tr><td>12,000円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>16,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>15,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>20,500円</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>18,500円</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>25,500円</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>22,000円</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>30,000円</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>35,000円</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>29,500円</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>40,500円</td><td>10,500円</td></tr> <tr><td>4,700円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>6,300円</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>7,500円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>10,200円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>15,100円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>20,600円</td><td>5,500円</td></tr> </table>	12,000円	3,000円	16,000円	4,000円	15,000円	4,000円	20,500円	5,500円	18,500円	5,000円	25,500円	6,500円	22,000円	5,500円	30,000円	7,500円	35,000円	9,000円	29,500円	7,500円	40,500円	10,500円	4,700円	1,200円	6,300円	1,600円	7,500円	2,000円	10,200円	3,000円	15,100円	4,000円	20,600円	5,500円
12,000円	3,000円																																			
16,000円	4,000円																																			
15,000円	4,000円																																			
20,500円	5,500円																																			
18,500円	5,000円																																			
25,500円	6,500円																																			
22,000円	5,500円																																			
30,000円	7,500円																																			
35,000円	9,000円																																			
29,500円	7,500円																																			
40,500円	10,500円																																			
4,700円	1,200円																																			
6,300円	1,600円																																			
7,500円	2,000円																																			
10,200円	3,000円																																			
15,100円	4,000円																																			
20,600円	5,500円																																			
	<u>第112条第1項の表の第3号</u>	<table border="1"> <tr><td>12,000円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>26,500円</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>33,000円</td><td>8,500円</td></tr> <tr><td>14,500円</td><td>4,000円</td></tr> </table>	12,000円	3,000円	26,500円	7,000円	33,000円	8,500円	14,500円	4,000円																										
12,000円	3,000円																																			
26,500円	7,000円																																			
33,000円	8,500円																																			
14,500円	4,000円																																			

改正前	改正後		
		32,000円	8,000円
		41,000円	10,500円
		17,500円	4,500円
		38,000円	9,500円
		49,000円	12,500円
		20,000円	5,000円
		44,000円	11,000円
		57,000円	14,500円
		22,500円	6,000円
		50,500円	13,000円
		65,500円	16,500円
		25,500円	6,500円
		74,000円	18,500円
		29,000円	7,500円
		64,000円	16,000円
		83,000円	21,000円
	第112条第1 項の表の第4 号	4,500円	1,500円
		6,000円	1,500円
		7,200円	2,000円
		9,300円	2,500円
		3,900円	1,000円

改正前	改正後		
		5,300円	1,500円
	<u>第112条第1</u>	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>項の表の第5</u>	<u>7,400円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>号</u>	<u>24,800円</u>	<u>6,500円</u>
		<u>13,100円</u>	<u>3,500円</u>
		<u>8,400円</u>	<u>2,500円</u>
		<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>
		<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>
		<u>13,800円</u>	<u>3,500円</u>
		<u>18,900円</u>	<u>5,000円</u>
		<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>
		<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
		<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>
		<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
		<u>22,000円</u>	<u>5,500円</u>
		<u>30,000円</u>	<u>7,500円</u>
		<u>23,600円</u>	<u>6,000円</u>
		<u>27,600円</u>	<u>7,000円</u>
		<u>31,600円</u>	<u>8,000円</u>
		<u>36,000円</u>	<u>9,000円</u>
		<u>40,800円</u>	<u>10,500円</u>

改正前	改正後		
		46,400円	12,000円
		53,200円	13,500円
		61,200円	15,500円
		70,400円	18,000円
		88,800円	22,500円
		13,700円	3,500円
		18,800円	5,000円
		4,500円	1,500円
		6,000円	1,500円
	第112条第2 項の表	3,700円	1,000円
		5,200円	1,300円
		4,700円	1,200円
		6,300円	1,600円
		8,000円	2,000円
	<p>9 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</p>		



改正前	改正後
<p>8 第6項(第4号に係る部分に限る。)及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、<u>第6項第4号中「基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第8項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)</u>に100分の110」とあるのは「<u>第4項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138</u>」と、<u>前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第4項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。</u></p> <p>9 第4項、第6項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)<u>又は第7項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定の適用がある場合における第112条第3項及び第4項の規定の適用については、<u>第3項及び第5項の規定を準用する。</u></p>	<p><u>の間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>10 第4項(第4号に係る部分に限る。)及び第7項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第4項第4号中「平成27年度以降」とあるのは「<u>平成22年度以降</u>」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「<u>平成22年度基準エネルギー消費効率</u>」と、「100分110」とあるのは「<u>100分の138</u>」と、第7項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「<u>平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>11 第4項(前項において読み替えて準用する場合に限る。)、第7項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)、<u>第8項及び第9項の規定の適用がある場合における第112条第3項及び第4項の規定の適用については、第5項及び第6項の規定を準用する。</u></p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。